

## 「第6期小樽市障害福祉計画・第2期小樽市障害児福祉計画(素案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	2人
2 意見等の件数	10件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	1件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	背表紙に連絡先情報としてメールアドレスを示すこと。	提出いただいた御意見を参考として、背表紙にメールアドレスを追加して記載することとします。
2	表番号、表名は表の上に記載し、さらにアンダーラインを引くこと。図番号、図名は図の下に記載し、さらにアンダーラインを引くこと。	本計画の中には、様々な表や図がありますので、統一した記載は難しいものと考えておりますが、視覚的にわかりやすい記載にするよう工夫してまいります。
3	第6期小樽市障害福祉計画・第2期小樽市障害児福祉計画を策定するにあたり、第5期小樽市障害福祉計画・第1期小樽市障害児福祉計画の評価とその反映に関する記述がないのはおかしい。第2章では実績数値のみ記述され、評価に関する記述がない。	第6期小樽市障害福祉計画・第2期小樽市障害児福祉計画は、国の基本指針に定める成果目標を基礎に、本市における障害児・者の現状や障害福祉サービスの提供の状況など、前期計画期間内の見込量と実績量などを勘案し、次期計画期間における成果目標や障害福祉サービス等の必要量などを定めたものとなっております。 これらの必要量の検討を含め、本計画の策定に当たりましては、「小樽市障がい児・者支援協議会」において、前期計画期間における成果目標の達成状況等についての意見や評価を踏まえながら協議を行い、この度の素案を得たところであります。
4	この計画に対応する財務情報(歳入、歳出、収益:令和3～5年度)が示されないのは計画としておかしい。	障害福祉計画及び障害児福祉計画については、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国が3年毎に定める基本指針に即して、地域における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要量などについて定める計画とされておりますが、国の基本指針では、財務情報の提示について求められていないことから、本市の前期までの計画や他都市の計画と同様、示す必要はないものと考えております。
5	全般的に、サービス利用者、障害児・者の顔が見えない計画であったような印象がありました。役人の上から目線的計画(こう言う支援が必要だろう)ではなく、相手の事を考えた計画(自分が障害を持っていたら、果たして本当に有効的な支援だろうか)になるように願います。そのように心配したのは、前計画の実績実績があるのに、数値の動向考察のみで、利用者等の意見、声、反応が文章中に見られなかったためです。	本計画の策定に当たっては、施設入所支援事業所にアンケート調査を実施し、地域生活への移行に係る課題及び意見等(御家族の意見も含め)を照会したほか、就労支援事業所にアンケート調査を実施し、一般就労への移行に係る課題及び意見等を照会したことにより、国の成果目標の設定等に反映させております。 また、「小樽市障がい児・者支援協議会」の幹事会や専門部会において、本市の障がい児・者のサービス利用状況等の実情を踏まえた協議を行い御意見を伺ったところであり、利用者等の意見なども踏まえた計画であると考えております。 なお、利用者等の意見等を文章中に記載することについては、令和3年度から始まる「第1期小樽市地域福祉計画」との連動制等も考慮しながら、今後検討していきたいと考えております。

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	<p>基本的方針では、自己決定の尊重の支援は、自己責任に結び付く懸念がありますし、障害種別によらない一元的サービス実施は、各障害特有の個別対応の必要性を無視することに置き換わるのではと懸念されます。</p>	<p>障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援については、共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを目指すものであります。</p> <p>また、「一元的な障害福祉サービスの実施」に関しましては、障がい特性に応じた個別対応を行わないという趣旨ではなく、障がい種別に関わらず、市町村が一元的に障害福祉サービスを提供する実施主体であることを述べた内容であります。</p>
7	<p>障害福祉人材の確保について、研修等による職員の質の向上は読み取れましたが、職員の絶対数の底上げは行わないのでしょうか。質以前に、職員の数に足りていないように感じています。北海道など公的組織や専門家による研修も重要ですが、実際に参考になる現場で実習して、障害者の方々を見て、声を聞くことも質の向上に必要であると思えます。</p>	<p>障害福祉の分野に限らず、福祉全般や介護、医療の分野において、人材確保は大きな課題であると認識しておりますが、本市の単独での確保や底上げに向けた取組には限界があるものと考えております。</p> <p>しかしながら、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。</p> <p>そのため、本計画においては、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場における実習等に係る積極的な周知・広報等、関係機関が協力連携して取り組んでいく必要があることを記載したところであります。</p> <p>また、本市では、市職員や障害福祉サービス従事者等を対象に、障がいのある方をお招きし、障がいの特性や暮らしぶり等について御講演いただき、障がいのある方の現状と支援体制の課題などを把握し、理解を深める機会としております。</p>
8	<p>サービス提供基盤の整備状況で、何か所か0が見られますが、0のままでよいのでしょうか。たとえ過去に利用実績がなくとも、いざという時のための整備は必要であると思えます。</p>	<p>令和3年3月見込みの事業所数については、計画策定時点において、事業者等からの障害福祉サービス事業所の開設状況等に係る情報等を考慮し、新設の見込のないものについては0としていますが、事業者の意向の把握に努めながら、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図っていきたいと考えております。</p>
9	<p>地域生活への移行目標を低く設定していることに疑問があります。何とか努力して受け皿を開拓し、障害者の心身の状態を整えて、達成しようという意気込みが感じられません。</p>	<p>福祉施設の入所者の地域生活への移行に係る本市の目標値については、福祉施設にアンケート調査を行ったほか、本計画に記載のとおり、平成29年度から令和元年度までの実績が少なかったことを考慮し、その要因を分析し、国の基本指針を基準としつつ、本市の実状を踏まえて算出しています。</p> <p>今後、地域移行を進めるに当たり、地域移行の受け皿となるグループホーム等の整備を推進するとともに、地域生活の移行及び地域定着のための支援体制の充実に努めることにより、地域生活移行者数の増を図りたいと考えております。</p>
10	<p>虐待防止と差別解消について、通報への対応や関係者等への啓発も重要ですが、被害者や目撃者が必ずしも自分から報告するとは限らず、黙っていたり、そもそも自分が受けている行為がそれに該当していることにすら気が付かなかつたりする方もいます。そのような場合のために、報告等を待つのではなく、能動的に職員の方から見て回って聞くような体制を整備する取組が必要であると思えます。</p>	<p>障害者虐待防止及び差別解消については、本市では障害福祉課に「小樽市障害者虐待防止・差別解消センター」を設置して、北海道等と連携し、住民からの虐待に関する通報等に速やかに対応するとともに、「障害者虐待防止・差別解消連携協議会」を開催し、関係機関による情報共有を図り、虐待や差別の未然防止や地域への普及啓発等に努めているところです。</p> <p>また、虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員及び施設管理者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めるとともに、取組を進めていきたいと考えております。</p>

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。